

【シンガポール】児童育成共同貯蓄法の改正—政府負担による父親等に対する有給育児休業・育児給付の拡充等—

海外立法情報課 日野 智豪

* 2023 年 10 月 20 日、子育て世代への支援を更に強化するため、児童育成共同貯蓄法が改正された。政府負担による父親等に対する有給育児休業・育児給付の拡充等が規定されている。

1 法改正の背景・経緯

シンガポールでは、少子化対策の一環として、2001 年 3 月 26 日、2001 年児童育成共同貯蓄法¹が制定された（同月 29 日公布、同年 4 月 1 日施行）。同法は、シンガポール国籍を有する子（養子を含む。）を持つ被用者だけではなく、自営業者にも適用され、政府の子育て支援が親のニーズに応え続けられるように、2001 年の制定以来、8 回にわたって改正されてきた。2013 年の改正時には、政府負担による父親（養父を含む。以下「父親等」）の有給育児休業（Government-Paid Paternity Leave）制度²が初めて導入され³、2021 年の改正時には、政府負担による父親等に対する育児給付（Government-Paid Paternity Benefit）制度⁴が規定された⁵。

2023 年 8 月 2 日、政府負担による父親等に対する有給育児休業・育児給付の拡充等を盛り込んだ、9 回目となる改正法律案が、シンガポール議会に提出され、同年 9 月 19 日、同法律案は議会を通過した。同年 10 月 20 日、ターマン・シャンムガラトナム（Tharman Shanmugaratnam）大統領の署名を経て、全 16 か条から成る 2023 年児童育成共同貯蓄（改正）法⁶（以下「改正法」）が制定され、同年 12 月 5 日に公布され、2024 年 1 月 1 日に施行された。

2 改正法の主な内容

（1）被用者たる父親等に対する政府負担による有給育児休業の拡充（第 12JA 条の新設）

現行法では、被用者たる父親等に対して、政府負担による 2 週間の有給育児休業が認められ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 12 月 4 日である。

¹ Children Development Co-Savings Act 2001 (No.13 of 2001). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/13-2001/Published/20020731?DocDate=20010329>>; 光成歩「【シンガポール】児童育成共同貯蓄法の改正」『外国の立法』No.268-1, 2016. 7, pp.20-21. <<https://doi.org/10.11501/10133189>> 同法は、児童育成共同貯蓄制度（子名義の児童育成口座に親が貯蓄した額と同額（ただし上限あり。）を政府が支給し、当該口座に振り込む制度）の確立、政府及び雇用者負担による産前産後休業・育児休業等を規定している。

² ①子がシンガポール国籍を有すること、かつ②妊娠から出産に至るまでの間に、生物学的な父親が子の母親と合法的に婚姻状態にあるか、若しくはその状態にあったこと又は③父親（養父を含む。以下「父親等」）が被用者の場合は、子の出生日又は養子縁組の申請が認められる日の直前の 3 か月以上、継続して雇用されていること、父親等が自営業者の場合は、子の出生日又は養子縁組の申請が認められる日の直前の 3 か月以上、継続して業務に従事しており、かつ育児のための自主的な休業期間に無収入であることを満たしていれば、政府負担による有給育児休業を取得することができる。“Paternity Leave.” Ministry of Manpower website <<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/paternity-leave>>

³ Children Development Co-Savings (Amendment) Act 2013 (No.12 of 2013); 坂野一生「【シンガポール】育児共同貯蓄（改正）法の成立」『外国の立法』No.256-1, 2013.7, pp.22-23. <<https://doi.org/10.11501/8233304>>

⁴ 雇用契約の状況（子の出生、養子縁組前に雇用契約が満了していた等）によって政府負担による父親等に対する有給育児休業制度の資格を満たさない父親等（自営業者を含む。）を支援する制度。“Schemes.” Ministry of Social and Family Development website <<https://www.profamilyleave.msf.gov.sg/schemes/paternity-benefit>>

⁵ Children Development Co-Savings (Amendment) Act 2021 (No.19 of 2021).

⁶ Children Development Co-Savings (Amendment) Act 2023 (No.32 of 2023). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/32-2023/Published/20231205?DocDate=20231205>>

ている。

一方、改正法では、被用者たる父親等が、①(a)生存して生まれ、かつシンガポール国籍を有する子（以下「子」）の生物学的な父親であり、子の出生日若しくは母親の出産予定日が2024年1月1日以降の場合又は(b)養子縁組の申請が家庭裁判所により認められる日が同日以降である養父の場合、かつ②雇用者が被用者たる父親等に現行の政府負担による2週間の有給育児休業の権利を超える日数、勤務しないことを許可する場合等の要件を満たせば、その父親等は、子の出生日から12か月以内に、当該休業期間に加え、更に2週間を超えない範囲で、政府負担による追加的有給育児休業を取得できるなどの措置が可能となった。

(2) 父親等に対する政府負担による育児給付の拡充（第12HA条の改正）

現行法では、子に関して、①2021年1月1日以降に出生し、若しくは同日以降に母親が出産予定日を迎えること又は②養子縁組の申請が認められる日が2021年1月1日以降であり、その当日に子が生後12か月未満であること等の要件の下、子の出生前又は養子縁組の申請が認められる前の14日分の合計所得に相当する金額を政府に請求する権利が、父親等⁷に対して保障されている。

一方、改正法では、2024年1月1日以降に生まれた子を有し、又は同日以降に養子縁組の申請が認められた父親等に対して、子の出生前又は養子縁組の申請が認められる前の28日分の合計所得に相当する金額を政府に請求する権利が認められた。

(3) 自営業者たる父親等の自主休業に対する育児休業給付の拡充（第12H条・第12I条の改正）

現行法では、自営業者たる父親等が、子の出生日又は養子縁組が認められる日の直前の3か月以上、継続して事業等に従事していることを要件に、父親等が、子の出生日から12か月以内に1回又は複数回にわたり、附則により規定される自営業者の週当たりの労働日数の2倍又は12日間のうちいずれか短い方の期間、その事業等に自らの意思により従事せず、無収入となった場合、育児休業給付（paternity leave benefits）として、当該期間の合計所得に相当する金額を、5,000シンガポールドル⁸を上限として支給すると規定されている（第12H条、第12I条）。

一方、改正法では、2024年1月1日以降に生まれた子又は同日以降に養子縁組の申請が認められた子を有する、自営業者たる父親等に対する給付期間については、附則で規定される自営業者の週当たりの労働日数の4倍又は24日間のうち短い方の期間に、給付額の上限については、10,000シンガポールドルに、それぞれ倍増させた。

(4) 両親の無給育児休業の拡充（第12D条の改正）

現行法では、2歳未満の子の両親で、かつ3か月以上継続して雇用されている等の要件の下、それぞれの親が年間6日の無給育児休業（unpaid infant care leave）を取得することが認められている。

一方、改正法では、同様の条件の下、年間12日の無給育児休業の取得が認められた。

⁷ 父親等については、①母親の出産日又は養子縁組の申請が認められる直前の12か月間に90日以上、シンガポール国内外を問わず、被用者若しくは自営業者として事業等に従事していること、②生物学的な父親の場合、妊娠から出産に至るまでの間に、子の母親と合法的に婚姻状態にあるか、若しくはその状態にあったこと、又は妊娠から出産に至るまでの間に、子の母親と婚姻状態にはなかったが、子の出生後12か月以内に子の母親と婚姻に至ったこと、③養父の場合、養子の生物学的な父親ではないこと等が要件とされる（第12I条第4A項）。

⁸ 1シンガポールドルは約114円（令和6年12月分報告省令レート）。